

#### 4.3. 上大岡駅・港南中央駅周辺地区における歩道と公開空地の平坦性を確保した整備事例（神奈川県横浜市）

##### (1) 取組の背景・経緯

「上大岡駅・港南中央駅周辺地区道路特定事業計画」において、「再開発事業等の他事業の整備を契機とした道路の全面改修を行い、歩道のセミフラット化や交差点部の段差・すりつけ勾配の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修・新設を行う。」という整備方針に従って整備を行った。

##### (2) 取組の内容

従前は歩道と公開空地に横断勾配があり、平坦性が確保されていなかったが、歩道と公開空地の横断勾配を解消し、同時に、車道のかさ上げに併せてセミフラット化を行うことで公開空地と歩道、車道の平坦性を確保する整備をおこなった。車道の嵩上げは、舗装の打ちかえ時期と合わせて施工した。

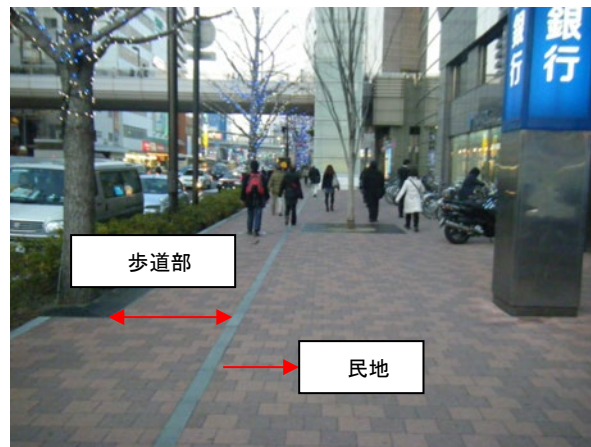


写真 4-3 管理区分の状況

沿道の民地と勾配を改善することで、公開空地と歩道が一体的に利用できるようになり、広い歩行空間を確保することができた。駅前の交通量の多い経路において、快適に利用できる環境となった。

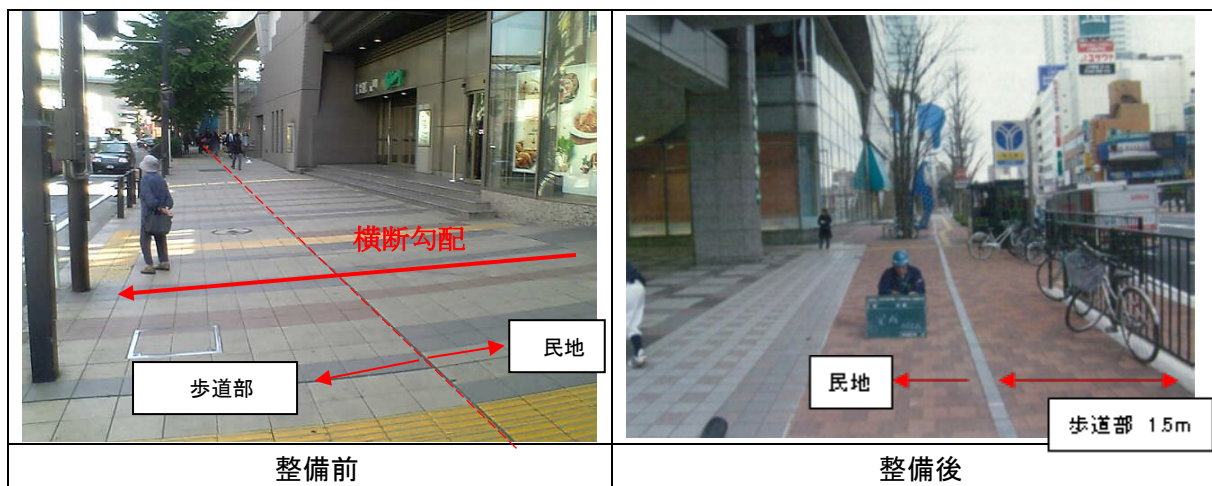


写真 4-4 整備前後の状況

出典：横浜市資料

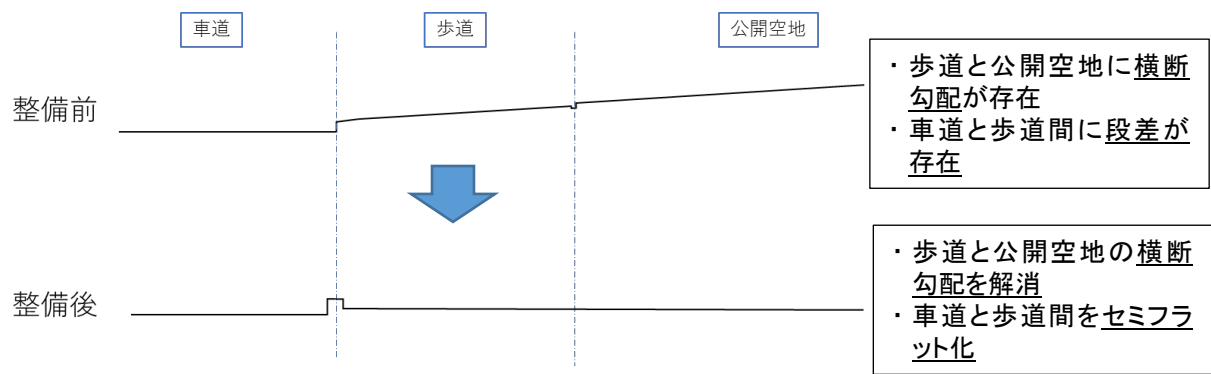


図 4-2 整備前後の横断面

## 6.2. (附則3) 歩道幅員 1.5mまでの縮小

※経過措置の活用にあたってはP97の適用条件等を参照

横浜市上大岡・港南中央駅周辺は、商業・業務・文化機能及び公共サービス機能が集積し、多くの人が活動する地域であり、重点整備地区に設定している。また、桜道や鎌倉街道など歴史や風景に配慮が必要な道路も有している。

生活関連経路である主要地方道横浜鎌倉 1208 号線（鎌倉街道）では、親水プロムナードとして整備されていた道路の歩道部分について、プロムナード部分のみ全面改修を行い、平坦な歩行空間を約 4.5m 確保した。（河川区域 44 cmを含む）

しかし、高速道路橋脚部においては、有効幅員が約 1.6m しか確保できないため、経過措置を適用した。（基本構想策定時においては、この部分が基準をクリアできないと判断し、“準生活関連経路”として設定した。）

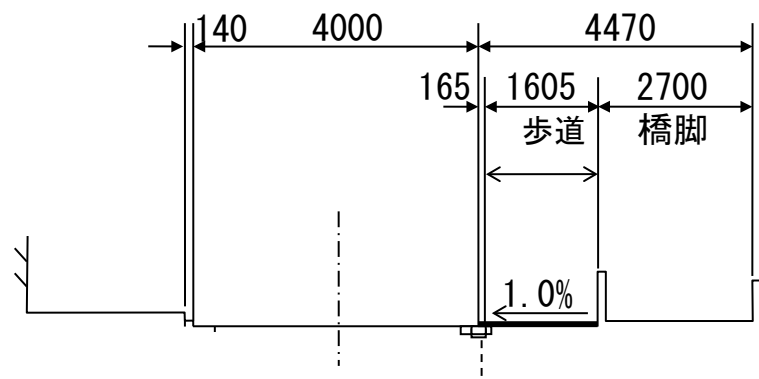


図 6-9 高速道路橋脚部における整備後の断面（横浜市の事例）

出典：横浜市資料



図 6-10 高速道路橋脚での歩道幅員が縮小状況（横浜市の事例）

出典：横浜市資料